

# 農畜産業振興事業補助金交付要綱

令和4年3月24日3園畜第862号農政部長通知  
改正：令和4年7月1日4園畜第271号農政部長通知

## (趣旨)

第1 この要綱は、普通作物、園芸作物、畜産業及び水産業の振興並びに農業・農村資源を活用した農業ビジネスの推進等を図るため、市町村、農業協同組合等が行う農畜産業振興事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類及び経費並びにこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

## (交付の条件等)

第3 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 別表に掲げる補助事業の内容のうち、次の事項を行おうとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
    - ア 事業実施主体の変更
    - イ 事業の新設又は廃止
    - ウ 施設の設置場所の変更
    - エ 事業ごとの事業量又は事業費の20パーセントを超える変更
    - オ 施設等の構造、能力等の変更
  - (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
  - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理規程等を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入に当該補助事業に係る補助率を乗じて得た額を県に納付させることがあること。
  - (5) この事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
  - (6) 市町村が間接補助事業者に補助金の交付の決定をする場合にあつては、前各号に掲げる条件を付すること。
- 2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

## (補助金交付申請書)

第4 規則第3条に規定する申請書は、農畜産業振興事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、収支予算書及び事業計画書とする。

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

4 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第1項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

## (変更承認申請書)

第5 第3第1項第1号及び第2号の規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号

に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 第3第1項第1号の場合 農畜産業振興事業変更承認申請書
- (2) 第3第1項第2号の場合 農畜産業振興事業中止（廃止、完了期限延長）承認申請書

（交付申請取下書）

第6 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、農畜産業振興事業補助金交付申請取下書を当該補助金の交付決定の通知を受けた日から、15日以内に知事に提出して行うものとする。

（事業の着手）

第7 補助事業者は、補助事業に着手するときは、速やかにその旨を着手届により、知事に届け出るものとする。

2 補助事業者は、交付要綱に基づく補助金の交付決定以前に補助事業に着手することはできないものとする。ただし、やむを得ず交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、理由を明記した交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

3 2のただし書により、交付決定前に着手する場合、補助事業について、事業の内容が確定し、かつ、補助金の交付が確実となつてから着手するものとする。

4 補助事業者は、工事の施工に当たり入札を行った場合は、入札結果報告書を知事に提出するものとする。

（状況報告）

第8 補助事業者は、補助事業の遂行状況報告書を知事に報告しなければならない。

（実績報告書）

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、農畜産業振興事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、収支精算書及び実績書によるものとする。

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 第4第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4第4項ただし書に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 第4第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

6 前各項の規定は、規則第14条第2項の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

（加算金及び延滞金の免除申請等）

第10 規則第17条第7項の規定による加算金免除の申請は、農畜産業振興事業加算金免除申請書を、延滞金の免除の申請は、農畜産業振興事業延滞金免除申請書を知事に提出して行うものとする。

（補助金交付の請求）

第11 補助事業者が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、農畜産業振興事業補助金交付（概算払）請求書を知事に提出するものとする。

（財産処分の制限等）

第12 規則第19条第1項に規定する承認申請は、農畜産業振興事業補助金財産処分承認申請書によるものとする。

2 規則第19条第1項第2号に規定する知事が指定するものは、取得価格の単価が50万円以上のもの及び50万円未満で知事が別に指定するものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところに準ずるものとする。

（書類の経由）

第13 規則及びこの要綱により知事に提出する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記

録を含む。)は所轄地域振興局長を経由するものとする。

ただし、知事が別に定める事業については、この限りでない。

(申請書等の様式)

第14 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

附則 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

## (別表) (第2、第3関係)

補助事業の種類	経費	補助率又は補助額
信州農業生産力強化対策事業	<p>1 市町村、農業協同組合（以下「農協」という。）又は知事が適当と認める団体が行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1)革新的農業技術導入モデル事業 県が普及に移した農業技術等の導入</p> <p>(2)マーケットニーズ対応産地支援事業 実需者等の要望に対応できる多様な産地の育成 ア マーケットニーズ対応条件整備事業 新品種・新品目及び多収品種の導入、新作型の導入、雨よけ施設の導入、養液土耕等栽培設備の導入、省力管理施設・機械の導入及び産地流通体制の整備</p> <p>イ 園芸産地継承支援事業 樹園地の担い手への円滑な継承</p> <p>ウ 戦略的導入品目種苗生産体制構築支援事業 りんごの高密植・新しい化栽培のためのフェザー苗の早期増産</p> <p>エ 戦略的導入品目安定生産支援事業 りんごの高密植・新しい化栽培の安定化、シナノパール（麗玉®）の安定生産</p> <p>オ 水田転換促進支援事業 水田における園芸作物等の導入による経営の複合化</p> <p>カ 信州ブランド魚生産支援事業 信州サーモン及び信州大王イワナの生産安定化</p> <p>キ 特認事業 アからカまでに該当しないが、県として推進すべき新技術等の取組</p> <p>(3)経営管理システム導入支援事業 I C Tを活用した経営管理システム及び畜産繁殖管理システムの新規導入</p> <p>(4)輸出用果樹の戦略的導入支援対策事業 海外需要の高い果樹の輸出に必要な設備の導入</p> <p>(5)新規就農者向け共同利用作業場整備事業 農業経営の確立を目指す認定新規就農者が共同で利用する作業場の整備</p> <p>(6)災害に強い園芸施設補強支援事業 りんごの高密植・新しい化栽培用トレリスの補強及び施設花きの高温対策に要する設備の導入</p> <p>2 農協又は知事が適当と認める団体（以下「農協等」という。）が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。</p>
うまいくだもの推進事業	長野県園芸作物生産振興協議会うまいくだもの推進部会が行う高品質な果実の生産対策及び消費と連	知事が定める額

	携した果実の生産振興に要する経費	
美しい信州の花推進事業	長野県園芸作物生産振興協議会美しい信州の花推進部会が行う花きの生産強化対策、流通合理化対策及び需要拡大対策に要する経費	知事が定める額
特産花き生産出荷安定資金造成事業	一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会（以下「基金協会」という。）が行う花きの市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成に要する経費	知事が定める額
野菜生産振興推進事業	長野県園芸作物生産振興協議会野菜生産振興部会が行う野菜の生産振興対策及び流通対策に要する経費	知事が定める額
野菜生産出荷安定資金造成事業	基金協会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 指定野菜価格安定資金造成円滑化事業 指定野菜の市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成 (2) 契約指定野菜安定供給資金造成円滑化事業 指定野菜の契約取引における作柄変動、価格低落等によるリスクを軽減するために生産農家に補てん金を交付するための資金の造成	知事が定める額
特定野菜価格安定資金造成事業	基金協会が行う特定野菜の市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成に要する経費	知事が定める額
野菜生産安定資金造成事業	基金協会が行う他の価格安定制度の対象にならない野菜の市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成に要する経費	知事が定める額
重要野菜出荷調整資金造成事業	基金協会が行う野菜の市場販売価格が著しく低下したとき、市場出荷予定の野菜を集荷不能な状態に処理、社会福祉施設等への無償提供及び加工等への仕向けを行った場合に生産農家に助成金を交付するための資金の造成に要する経費	知事が定める額
きのこ生産安定資金造成事業	基金協会が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) きのこ生産安定資金造成事業 きのこの市場販売価格が保証基準額を下回ったときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成 (2) きのこ出荷調整資金造成事業 市場出荷量調整のための契約価格・事前値決め価格が市場平均価格を下回ったとき及び掛増し経費が発生したときに生産農家に補てん金を交付するための資金の造成	知事が定める額
農業関係全国大会開催支援事業	県内農業団体等が実施する全国大会の開催に係る経費を支援	知事が定める額
外来魚等食害防止対策事業	1 長野県漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は知事が適当と認める団体が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 外来魚被害緊急対策事業 外来魚の駆除及び処理、漁場生態系の復元並	2分の1以内

